

期中の評価個表

事業名	国有林直轄治山事業		事業計画期間	平成4年度～平成19年度						
事業実施地区名 (都道府県名)	雲仙(うんぜん) (長崎県)		事業実施主体	九州森林管理局 長崎森林管理署						
事業の概要・目的	<p>当地区は、長崎県の南東部に位置し普賢岳を主峰とする雲仙火山群である。平成2年11月に198年ぶりに噴火し、死者43名の犠牲者がいるなど、甚大な被害を及ぼした。</p> <p>森林被害も国有林・民有林合わせて2,640ha以上に達し、森林の焼失と火山噴出物の堆積により浸透能が低下した山体や渓流では、少量の降雨でも土石流が発生し、山腹や渓流には、多量の土砂が不安定な状態で堆積しており、今後の降雨次第では、一気に土石流となって下流に多大な被害を及ぼす状況にある。</p> <p>このため、不安定土砂の流出防止、森林の復元等により下流域の保全を図るために本事業に着手した。</p>									
	主な事業内容		渓間工 24基 導流堤 6基 航空実播工 400ha							
費用対効果分析 の算定基礎となつた要因の変化	<p>事業着手時と現在において要因に大きな変化はないが、現時点における費用対効果分結果は以下のとおりである。</p> <table> <tr> <td>総費用(C)</td> <td>4,092,100千円</td> </tr> <tr> <td>総便益(B)</td> <td>11,829,073千円</td> </tr> <tr> <td>分析結果(B/C)</td> <td>2.89</td> </tr> </table>				総費用(C)	4,092,100千円	総便益(B)	11,829,073千円	分析結果(B/C)	2.89
総費用(C)	4,092,100千円									
総便益(B)	11,829,073千円									
分析結果(B/C)	2.89									
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>当地区は、火山噴火に伴う火砕流による民家、森林の焼失や火山灰の堆積による浸透能の低下により、降雨の度に土石流が発生し、下流域に甚大な被害を及ぼした。現在では、国道・県道及び鉄道等の復旧、整備がなされている。</p> <p>保全対象：人家14,773戸、学校47校、官公署101戸、病院68戸、国道251・57号線、県道、町道</p>									
事業の進捗状況	<p>渓流荒廃地については、不安定堆積土砂の流出防止や渓岸侵食防止を図るために治山ダムの整備を行い、焼失した森林には早期緑化のため航空実播工を実施、土石流の乱流を防ぐために導流堤及び護岸工の整備を進めており、平成15年度における事業の進捗率は63%（事業費）となっている。</p>									
関連事業の整備状況	<p>下流域においては、長崎県、国土交通省による災害復旧整備が進んでおり、上流の国有林においても、早期の復旧整備が期待されている。</p>									
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	<p>現在も土石流による災害が懸念されるため事業の継続、早期完成を要望する。航空実播工の実施にあたっては郷土種を主体にした緑化工事を要望する。 (長崎県、有明町)</p> <p>荒廃渓流の復旧整備、荒廃森林の早期緑化、良好な森林環境作りに努めてほしい。 (島原市、深江町)</p> <p>森林整備の推進を要望。(有明町)</p>									
事業コスト縮減等の可能性	<p>現地発生材を利用した導流堤、護岸工の設置により事業費の低減を図っており、今後も一層のコスト縮減に努めることとしている。</p>									
代替案の実現可能性	<p>該当なし。</p>									
第三者委員会の意見	<p>内部の検討委員会で実施した評価結果及び実施方法は妥当であり、事業も継続が必要といえる。</p> <p>当該地区においては、下流域に人家が密集しており、事業の完成が急がれる。しかし、事業をより効果的にするために治山事業だけではなく、砂防事業等全体的な観点からの対策が必要である。</p>									
評価結果及び実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 必要性： 山頂ドームの崩落、土石流の危険性が懸念されており、地元からの完成の要望がなされていることから、当事業の実施が必要である。 有効性： 航空実播工、渓間工、導流堤等の実施により、土石流の流下と拡散を抑止しており、事業の有効性は認められる。 効率性： 対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討されており、また、事業実施に当たってもコスト縮減に努めていることから、効率性は認められる。 <p>上記から、各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえて総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <p>・実施方針：継続</p>									